合併協議会を巡る諸問題について(発表原稿)

はじめに

みなさん、おはようございます。6番・堀内英樹です。

今回の合併問題研究委員会は、個々の議員がそれぞれのテーマについて、自らの 申し出によって、意見を述べ形式がとられました。

合併問題には様々な論点がありますが、私は、「合併協議会を巡る諸問題について」 意見を述べたいと、申し出ました。前回、グループワークによる「合併の法手続等に ついて」報告しましたが、基本的にはその延長線上にあるテーマです。

つまり、同一請求の住民発議が行われ、いよいよ7町合併協議会を発足させるか どうかの段階に至りました。

この住民発議に対し「議会の立場からどう受け止め、その任務にあたるのか」 また「これからの合併議論の課題は何か」について、私の見解を述べさせて頂きたい と思っております。

その前に、各委員に配布した資料、経費削減で両面刷りになりましたが、確認をお願いします。

「合併協議会を巡る諸問題について」のレジュメ 6頁 合併協議会設置の状況(総務省) 5頁 市町村の合併の特例に関する法律(改正後) 13頁

委員長には、約30分程度の時間を頂きたいと、お願いしておりますが、お許し頂けますでしょうか。(木内委員長から「どうぞ」との声あり)

項 目

同一請求の住民発議による合併協議会設置の根拠 住民発議から法定協議会設置までの日程的な流れ 合併協議会設置に伴い議会に付議される議案 合併協議会で協議される事項 合併協議会の委員構成 合併協議会への住民意見の反映 議員定数と任期の取り扱い 合併協議会設置の現状と動向 これからの合併議論での課題

説 明

同一請求の住民発議による合併協議会設置の根拠

前回の合併問題研究委員会で、同一請求の住民発議による合併協議会設置の流れの概略を説明した。今回、法定協議会が設置される根拠について述べる。

合併特例法第4条(合併協議会設置の請求)の2、第27項に規定されている。 すべての同一請求関係市町村(広域7町)の議会が、同一請求に基づく合併協議会 設置協議について可決した(住民投票、有効数の過半数以上の賛成があったときを 含め)ものとみなされた場合は、すべての同一請求市町村は、当該協議についての 規約を定め、合併協議会を置くものとする。

住民発議から法定協議会設置までの日程的な流れ

14年

11月 1日 7町合併協議設置を求める同一請求の署名簿を提出

11月 2日~21日 署名について選挙人名簿との照合作業

11月21日 有効署名数と縦覧期間の告示

11月22日~28日 署名簿の縦覧、(11月28日)署名簿の返還

11月28日~12月3日 合併協議会設置の請求(12月2日の予定といわれる)

12月13日 7町での同一請求が有効である旨の公表

15年

2月10日 議会招集の期限(60日以内、2月4日との情報あり)

同一請求代表者の意見陳述

議会審議(否決の場合は、住民投票で決定)

合併協議会設置に伴い議会に付議される案件

合併協議会設置に伴い、必ず議会の議決を必要とする案件がある。

- ・地方自治法第252条の2、第1項に基づく協議会設置の議決
- 協議会規約案の議決
- ・協議会運営に必要な予算に伴う各町分担金の予算の議決

なお、準備段階での事務的な作業として、次のものがある。

- ・協議会規約案・規定案の作成
- ・委員の人選や会長人事の支援
- ・事務局の確保
- ・事務局予算や各町分担金案の作成
- ・スケジュール表の作成
- ・組織体系図と職員配置の検討
- ・資料作成や策定協議のフロー検討ほか

合併協議会で協議される事項

前回、合併協議会の主な目的として「市町村建設計画の策定」と「合併に伴う関係市町村間の調整協議」であると報告した。今回さらにその内容を述べる。

市町村建設計画は、合併特例法第5条(市町村建設計画の作成及び変更)に規定

されている。

- ・合併市町村の建設の基本方針
- ・合併市町村において県が実施する根幹となる事業についての事項
- ・公共施設の統合整備についての事項
- ・合併市町村の財政計画

合併市町村のマスタープランにあたるものであり、ソフト面・ハード面を含めて、まちづくり全般について表現される。平成7年の改正で合併市町村において県が実施する根幹事業の項が追加された。地方分権一括法との関連で議論がある。市町村建設計画の策定は、合併協議のなかで最も重要な部分である。次の調整協議よりむしろ重要である。

関係市町村間の調整協議は、各論の部分であり、基本項目などの重要事項から順次、部会や小委員会などを設け、協議されて行くのが通例である。

- ・基本4項目(兵庫県三原郡4町合併協議会の場合は、基本5項目) 合併方式、合併の期日、新市の名称、新庁舎の位置、(財産の取り扱い)
- ・A群 財産の取り扱い、議会議員・農業委員会議員の定数及び任期の取り扱い
- ・B群 地方税の取り扱い、一般職の職員の身分の取り扱い、特別職の身分の取り扱い、
- 条例・規則等の取り扱い ・C群
 - 事務組織及び機構の取り扱い、一部事務組合等の取り扱い、使用料・手数料等 の取り扱い
- · D群

公共的団体の取り扱い、補助金・交付金等の取り扱い、町名・字名の取り扱い、 慣行の取り扱い

E群

国民健康保険事業の取り扱い、介護保険事業の取り扱い、消防団の取り扱い

· F群

各種事務の取り扱い

女性政策、姉妹都市・国際交流、電算システム、広報・公聴、納税、防災、 交通、窓口業務、保健衛生、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、保育、 子育て支援、生活保護、その他の福祉事業、健康づくり、ゴミ収集・処理、 環境対策、農林水産、商工・観光、勤労者、消費者、建設、上水道、下水道、 町立学校(園)の通学区域、学校教育、文化振興、コミュニティ施策、社会 教育、その他の事業

なかでも電算システム (コンピューター) の統合は重要であり、調整に時間がかかる。合併スタート時に立ち上げておかなければならない宿命がある。

合併協議会の委員構成

住民発議による合併協議会の委員構成は、合併特例法第3条(合併協議会の設置) に規定されている。

- ・同条第2項及び第3項の規定から、議会の議員、町長及びその他の職員から、 それぞれ1名以上がなる。
- ・同条第4項の規定により、同一請求の住民発議(第4条2)によって設置された 法定協議会には、請求代表者(7名)を委員に加えることができる。
- ・同条第5項の規定により、学識経験者を選任することができる。学者、自治会等 住民団体代表、地域の団体等(青年会議所など)の代表、県関係部局の職員等が 考えられる。

同一請求代表者については、合併特例法で「委員として加えることができる」となっているが、住民発議制度(平成7年改正、有権者50分の1以上の請求で可能にしたが、8割以上を首長と議会で潰した)と同一請求・住民投票制度(14年改正、同6分の1以上の請求で可能ろなる)導入の主旨からして、「必ず加える」と、理解すべきである。

また、男女共同参画の主旨から、女性委員の参加にも配慮するのが望ましい。

合併協議会への住民意見の反映

市町村合併は、地域経営の将来を選択する半世紀に一度の大事業である。私は、 市町村合併を積極的に推進すべきとの考えであり、今回の7町合併協議会の設置に 賛成の立場である。

合併協議会の主要なテーマは、"新しいまちづくり"のためのプランづくりであるといえる。したがって、住民との情報の共有と共同作業が不可欠である。

合併問題は、住民にとっても大きな関心事であり、合併の是非や枠組みについて 住民自らの意志で決定されることが、住民自治の基本だと考える。

そのために、合併についてのあらゆる行政情報が提供され、合併協議の進め方に ついても最大限に住民意見が反映されるよう、次の手だてが必要である。

- ・合併論議に必要な行政資料の分かりやすい編集と住民への配布
- ・合併協議会を傍聴可能とし、会議録の全面公開
- ・合併協議の節目での住民説明会の開催と意見交換の徹底
- ・合併問題についてのシンポジウム、討論会、勉強会などの開催
- ・住民アンケート調査の実施
- ・合併協議会だよりの発行(少なくとも月1回程度)
- ・合併協議会のホームページの作成と公開

議員定数と任期の取り扱い

合併協議の重要事項であるとともに、議会の大きな関心事に議員定数と任期の取り 扱いがある。ここでは、新設合併を前提に述べる。

これらの特例は、合併によって現職の議員ポストがなくなることへの抵抗感を緩和するために設けられたものである。それだけに住民には"ポストに執着する議会"と

映り、議員の身分についての視線は極めて厳しいことを認識したい。

新設合併にともなう議員定数の特例

議員定数は、地方自治法第91条で、人口を基準に決められており、この範囲内で条例によって議員定数を定めることになっている。上牧町は、自治法では30人であるが、条例で16人としている。広域7町でも同じ取り扱いが行われており、現在の総定員数は108人である。合併で新市になった場合の最大数は、人口15万人未満が36人、15万人以上が40人である。

合併後、地方自治法の原則は、「合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、 合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。」となっている。合併特例法第6条 (議員の定数に関する特例)の規定により「合併する市町村の協議により、法定 定数の2倍以内の範囲で議員定数を増加することができる。」(ただし、50日以内 に選挙を行う。)

新設合併にともなう議員在任期間の特例

合併後、議員在任期間についての地方自治法の原則は、 と同じである。合併 特例法第7条(議会の議員の在任期間に関する特例)の規定により、「合併する 市町村の協議により、合併前の市町村の議員の全員が合併後2年以内の期間、引き 続き在任することができる。」となっている。

兵庫県・篠山市の場合、合併翌年の13年4月に、合併前の58人から地方自治法で 定める上限の26人を定員とした大変な議会選挙が行われた。

合併協議会設置の現状と動向

合併協議会等設置の現状

総務省によると、10月1日時点での合併協議会等の設置状況は、次の通りである。

		設置数	(7月からの増減)	構成市町村数	(7月からの増減)
法定協議	会	129	(+ 34)	519	(+135)
任意協議	会	153	(+ 24)	684	(+128)
協議会小計		282	(+ 58)	1,203	(+263)
研究会等		385	(-10)	1,444	(-111)
合	計	667	(+152)	2,647	(+152)

この結果、法定・任意を含む合併協議会数は282、市町村数で1,203 とこの3 ヶ月間で大幅に増加し、全市町村数(3,218、4月1日時点)の37.4%に達し、研究会等何らかの組織に参加している市町村は全体の82.2%に上る。

合併特例法期限切れを前に、法定協議会の設置を求める住民発議が急増している。 同じく、10月10日時点で、これまでの住民発議の総数は183件・126地域あるが、 合併協議会設置に至ったのがわずか30件・18地域・59市町村に過ぎない。協議会 設置に至らなかったのが98件・57地域・236市町村もある。手続き進行中が55件・ 51地域・164市町村である。

この数字は、何を物語るのか。住民発議が行われた件数のうち、わずか16%の

協議会を設置したのみである。半数以上は首長や議会で潰してきたということであり、手続き進行中(継続審議などの店ざらし状態のものなど)も含め、住民発議件数の実に84%は協議会が設置されていないということだ。これじゃ住民が痺れを切らすのは当然だ。

そのため住民投票の直接請求が増え、条例制定や合併特例法による住民投票が実施された。

今年に入って、合併を問う住民投票を地方自治法第12条(条例の制定請求権)により、住民が直接請求したのが18件ある。うち16件が議会で否決され、1件実施(広島県・府中町)1件が審議中である。首長・議員提案で条例が制定され、実施されたのが3件(滋賀県・米原町、秋田県・岩城町、福井県・松岡町)で、審議中1件、否決1件となっている。

このほか、改正合併特例法第4条2第15項(有権者の6分の1以上の署名)の合併協議会設置(宍喰、海部、海南3町)を問う住民投票が、9月29日に徳島県・宍喰町で初めて行われ、投票率67%、賛成68%で、議会が可決したと見なされる結果が出た。宮城県・高岡町でも12月1日に実施される予定で、ほかにも数カ所同じ動きがある。

市町村合併を巡って、町長の解職や議会の解散を求める動きも見受けられる。 山口県・熊毛町では、10月6日に議会の解散(地方自治法第13条)を問う住民 投票が実施され、僅差で議会の解散が決った。11月10日に2人減の16人で出直 し選挙が行われ、うち10人が合併賛成、6人が合併反対の結果となった。議会が 合併問題で紛糾したことから、リコールされた。

愛媛県・砥部町では、住民代表が10月30日に町長の解職と議会の解散を求めて、住民投票の実施に必要な署名(有権者の3分の1以上)を提出し、11月5日に本請求が受理された。町長は11月10日任期切れとなるためリコールは失効となり、24日投票で選挙がおこなわれる。議会は自主解散をしないため、選管告示60日以内に選挙が行われる。合併の枠組みや町運営を巡って、住民意見が反映されていないのが原因である。群馬県・富士見村でも村長リコールが成立する見込みであるといわれる。

鹿児島県・志布志町では、10月4日に住民代表から議会解散の勧告決議文が提出されたが、議会は自主解散しないと決定したため、議会の解散を求める署名活動を始めた。6月に志布志、有明、大崎の3町合併協議会設置を求める同一請求が、行われていたが、9月議会が紛糾し流会となった経緯がある。

以上、いずれの事例も議会が民意を反映せず、議会の存在意義そのものを問われたケースである。

これからの合併議論での課題

これまで合併協議会を巡る諸問題について述べてきたが、まとめを兼ね、これからの課題について提案したい。

合併協議会を一日も早く立ち上げ、限られた時間のなかでも自由でかったつな 議論が行われることが不可欠である。住民発議によって合併協議会が設置される ことに対し、行政や議会の一部から感情的な反発があるやに聞くが、本末転倒ではないのか。合併協議会を設置する前から、とても困難である、時間が足りないなどの言い逃れは、もはや許されるものではないと思う。

市町村建設計画の基礎となる行政情報を住民に積極的に提供し、住民意見が反映される合併協議会の運営が前提条件である。ここに米原町の「将来のまちづくりと市町村合併」(合併問題地域フォーラム資料)と二セコ町「もっと知りたいことしの仕事」(予算説明書・全戸配布)がある。そのなかには、町の財政事情や他町との比較資料が実に分かりやすく編集されている。少なくともこの程度の資料を用意して行政情報の提供に努めて欲しい。

合併特例法は、平成7年の改正で住民発議、今年3月の改正で同一請求、住民 投票の制度が導入された。これらの改正は、住民が合併を望んでも首長や議会が 応じない事例が各地で多発したことが背景にあり、このギャップを埋める狙いが あることは明らかである。この主旨を十分理解し、同一請求代表者を必ず協議会 の委員に加えることを提案する。

合併の是非や枠組みをどうするのか、住民自治の本旨からして、最終的には住民 自らの意志で判断すべきである。また、合併するにしても合併しないにしても、 その結果は住民と行政、地域社会の全体で将来にわたって共有しなければなら ないと考える。住民説明会、討論会・勉強会の開催、アンケート調査の実施を 求める。そのうえで最終的には住民の総意としての合併問題の選択を、条例制定 による住民投票の実施によって決定することを提案する。

合併を巡る住民投票は、上尾市、両津市、米原町、府中町、岩城町、松岡町の 6個所で行われた。11月24日に緑町、その他全国20~30個所で予定や計画が 進行している。

合併手続きの最終段階では、住民意志を尊重しての議会での議決を必要とする。 地方自治法第7条(市町村の廃置分合及び境界変更)に、新設合併を行うには、 関係地方公共団体(広域7町)の議会の議決を経なければならないと規定されて いる。そのためには、合併協議会の設置と並行して、町議会内には「合併問題 特別委員会」が設置されることが必要となる。従って、来る本年12月定例会に おいて、上牧町合併問題研究委員会を発展解消し、特別委員会の設置と構成を 提案する。

最後に付け加えさせていただきますが、11月8日に読売新聞全国世論調査(10月26・27日実施)の結果が掲載()されました。それによると、市町村合併などについての住民投票の導入については、賛成75.5%、反対19.6%。市町村合併については、

賛成58.5%、反対30.3%となっています。

住民のみなさんの意識もずいぶん変わって来た。自らの判断でハッキリものを言い、 自分の意志を直接示すようになってきたと感じます。以上が私の意見です。 ありがとうございました。

() 読売新聞が実施した全国世論調査結果の掲載記事

2002.11.08

地方分権「望ましい」67%/読売新聞社世論調査

東京朝刊 二面

02頁 408字 03段

読売新聞社が先月二十六、二十七の両日に実施した全国世論調査(面接方式)によると、全国各地で活発化している市町村合併について、これを進めることに「賛成」という人が58%に上り、「反対」30%を上回った。

賛成の理由では、「行政運営の無駄が少なくなる」58%が最も多く、次いで「財政規模が大きくなり新しい事業を展開できる」43% など。

一方、地方分権が進むことを「望ましい」とする人は67%に上った。しかし、現在住んでいる市町村で地方分権が進んでいると感じている人は19%に過ぎず、「感じていない」が68%を占めている。市町村の財政状況や創意工夫によって住民負担や住民サービスに格差が生じることについても、「問題だ」が68%を占め、「構わない」は26%にすぎなかった。市町村合併やゴミ処分場の建設など、地方自治体の権限で解決できる問題について住民投票を行うことについては、76%が「望ましい」と答えている。 詳報23面

2002.11.08

地方自治 分権「望ましい」けれど…/読売新聞社全国世論調査

東京朝刊朝特A

23頁 4463字 09段 写真

国と地方との対等な関係を目指す地方分権一括法が2000年4月に施行されてから2年半余り。読売新聞社の全国世論調査では、地方分権が進むことが望ましいとする人が7割近くを占める一方で、分権の進展を実感している人は2割弱にとどまった。市町村合併の動きが本格化するなど転換期を迎えた地方自治の現状を、国民はどのように見ているのだろうか。調査データをもとに詳しく分析してみよう。本文記事2面

分権「進んでいる」19%どまり サービス・負担「格差は問題」68%

明治以来の中央集権型行政システムに大きな転換をもたらすとされる地方分権一括法の施行により、 自治体を国の下部機関と位置づけてきた機関委任事務が廃止されるなど、地方が自治体運営で独自性を 発揮する余地が広がった。

そこで、国の権限や財源を地方に移す地方分権が進むことを望ましいと思うかどうかを聞いたところ、「望ましい」は「どちらかといえば」との合計で67%を占め、「望ましくない」19%を大きく上回った。

「望ましい」は、男性では74%に上り、女性より13ポイントも多くなっている。

ただ、今住んでいる市町村で地方分権が進んでいると「感じている」人は「大いに」「多少は」を合わせても19%に過ぎず、「感じていない」が68%(「あまり」「全く」の合計)と多数派を占めている。「感じていない」は、若年層、とりわけ40歳代で76%と多く、職業別では、自営業(64%)よりサラリーマン(73%)で目立っている。

介護保険などをはじめとして住民サービスや住民負担の格差が最近、広がりつつあることについては、「問題だ」が68%に上り、「構わない」26%を大きく上回った。

地方分権が「望ましい」という人でも、住民サービスの格差を問題視する声は69%を占めている。 先月末まとまった政府の地方分権改革推進会議の最終報告では、地方への国の関与を必要最小限にと どめ、地方が創意工夫を発揮して、互いに知恵とアイデアを競うべきだとしている。こうした考え方自 体は、自治体間の住民サービスの格差拡大につながるものだが、国民の間には、行政サービスは全国均 一であるべきだという意識が依然として強いようだ。

市町村行政「民意反映していない」49% 40歳代では59% 大都市ほど顕著

市町村の行政が住民の意見を反映していると思うか では、「反映していない」が「あまり」「全く」を合わせて49%を占め、「反映している」(42%)を上回った。70歳以上では「反映している」が52%と半数余りを占めたが、それより下の年代では「反映していない」が多数派で、とりわけ40歳代で59%とその比率が高くなっている。

また、町村部では、「反映している」(50%)が「反映していない」(44%)を上回っているのに対し、大都市部では「反映していない」52%、「反映している」37%と数値が逆転している。

議会の行政監視役「果たしてない」53%

今住んでいる市町村の議会が、行政に対するチェック機能を果たしていると思うか では、「果たしていない」が「あまり」「全く」の合計で53%に上り、「果たしている」31%(「大いに」「多少は」の合計)を上回った。「果たしていない」との否定的評価は、町村部(46%)より都市部(55%)に多く、大都市部で59%と目立っている。70歳以上では「果たしている」(40%)が「果たしていない」(34%)を上回ったが、その他の年代はいずれも「果たしていない」が多数派で、40歳代では62%と、この年代だけ6割を超えている。

住民の意見が市町村の行政に「反映していない」と答えた人では、チェック機能を「果たしていない」が69%に上るなど、議会への評価も厳しくなっている。

知事や市町村長と、地方議会を比べ、どちらが住民意見を代表しているか では、「どちらとも言えない」が45%と半数近くを占めたが、「知事や市町村長」と「都道府県議会や市町村議会」が20%の同数値で並んだ。「どちらも反映していない」は9%。市町村行政が住民意見を「反映していない」とする人では「どちらも反映していない」が14%と、全体平均より若干高い。

市町村合併推進地域で温度差も西高東低の傾向

合併した市町村を財政面で優遇する合併特例法が2005年3月で期限切れとなるのを控え、各地で合併論議が高まりを見せている。総務省によると、合併についての研究や協議を進めている市町村は2647と全体の8割以上を占めている(10月1日現在)

そこで、市町村合併を進めることの賛否をたずねたところ、「賛成」は「どちらかといえば」を合わせて58%と、「反対」(30%)の倍近くに上った。

賛成派は、北海道・東北(49%)で5割を切る一方、九州、中国・四国でそれぞれ65%、60% に上るなど、地域間の"温度差"が目立っている。

合併に向けて法定協議会が設置された地域数(10月1日現在)を見ても、北海道・東北7地域に対して、中国・四国44地域、九州26地域と「西高東低」が顕著になっており、こうした地域の取り組みの違いが調査の数値にも反映されているようだ。

合併賛成という人にその理由を聞いたところ、「行政運営の無駄が少なくなる」が58%で最も多く、以下、「財政規模が大きくなり新しい事業を展開できる」(43%)、「行政サービスが良くなる」

(30%)、「地域のイメージアップにつながる」(17%)、「専門的知識を持った職員を養成できる」(13%) の順。

「反対」の理由では、「きめ細かな行政サービスができなくなる」43%、「地域の個性がなくなりそう」41%、「住民の声が行政に反映しにくくなる」39%などが多かった。

住民投票の導入「望ましい」76%

今年3月、市町村合併の手続きに住民投票を導入する合併特例法改正が行われたことなどから、合併 の是非を住民投票で決めようとする自治体が徐々に増えてきている。

そこで、市町村合併など、自治体レベルで解決できる問題について住民投票を行うことを望ましいと思うかどうかを聞いたところ、「そう思う」が76%を占めた。「そうは思わない」は20%だった。「そう思う」との賛成派は、20歳代(85%)など若年層に多く、都市規模別では、町村部70%に対し、大都市部では79%とほぼ8割に達している。

また、市町村の行政が住民の意見を「反映していない」と答えた人の77%が、住民投票について望ましいとしているが、同様の答えは、「反映している」とする人でも75%に上っている。

世論調査に関する属性データ(男女、年代、職業別などの分析表)を、実費(郵送料など500円)で提供しています。ご希望の方は世論調査部(03・3217・8227)まで問い合わせてください。

《質問と回答》(数字は%)

あなたは、今住んでいる市町村の行政は、住民の意見を反映していると思いますか、反映していない と思いますか。

・大いに反映している	3 . 4
・多少は反映している	38.2
・あまり反映していない	38.7
・全く反映していない	10.4
・答えない	9.3

国が持っているいろいろな権限や財源を、都道府県や市町村に移す「地方分権」が論議されています。 あなたは、地方分権が進むことを、望ましいと思いますか、望ましくないと思いますか。

・望ましい	34.0
・どちらかといえば望ましい	33.2
・どちらかといえば望ましくない	14.1
・望ましくない	4.8
・答えない	13.9

あなたは、今住んでいる市町村の行政では、地方分権が進んでいると感じていますか、感じていませんか。

・大いに感じている	2.1
・多少は感じている	16.8
・あまり感じていない	52.5
・全く感じていない	15.9
・答えない	12 8

最近、市町村の間で、介護保険制度をはじめとして、住民負担や住民サービスの格差が広がりつつあ

ります。あなたは、それぞれの市町村の財政状況や創意工夫によって、このような格差が生じることは、 構わないと思いますか、問題だと思いますか。

- ・構わない 25.5
- ・問題だ 67.7 ・答えない 6.9

最近、全国各地で市町村の合併の動きが活発化しています。あなたは、市町村合併を進めることに、 賛成ですか、反対ですか。

・賛成	29.7
・どちらかといえば賛成	27.8
・どちらかといえば反対	18.7
・反対	11.6
・答えない	12.1

【前問で「賛成」と答えた人だけに】あなたが賛成する理由を、次の中から、あれば、いくつでもあげて下さい。

- ・行政サービスが良くなるから・行政運営の無駄が少なくなるから58.2
- ・財政規模が大きくなり新しい事業

を展開できるから 43.1

・専門的知識を持った職員を養成で

きるから 13.0

- ・地域のイメージアップにつながるから 16.5
- ・その他 1.1・答えない 2.0

【前問で「反対」と答えた人だけに】あなたが反対する理由を、次の中から、あれば、いくつでもあげて下さい。

・きめ細かな行政サービスができなくなるから

43.4

・中心部と周辺部で開発などの格差

が生じるから 29.1 ・住民の声が行政に反映しにくくなるから 38.5 ・地域の個性がなくなりそうだから 40.8 ・今のままでよいから 31.3 ・その他 1.6

あなたは、市町村合併やゴミ処分場の建設など、地方自治体のレベルで解決できる問題については、 住民投票を行うことが望ましいと思いますか、そうは思いませんか。

- ・そう思う 75.6
- ・そうは思わない 19.6 ・答えない 4.8

あなたは、今住んでいる市町村の議会は、行政に対するチェック機能を果たしていると思いますか、 果たしていないと思いますか。

・大いに果たしている・多少は果たしている・あまり果たしていない2.927.641.3

・全く果たしていない 11.3・答えない 16.9

あなたは、知事や市町村長と、地方議会を比べると、どちらの方が住民の意見を代表していると思いますか。次の中から、1つだけあげて下さい。

・知事や市町村長19.8・都道府県議会や市町村議会19.7・どちらとも言えない45.1・どちらも反映していない8.9・答えない6.6

【調査方法】

- ·調査日=10月26、27日
- ・対象者=全国の有権者3000人(250地点、層化二段無作為抽出法)
- ・実施方法 = 個別訪問面接聴取法
- ·有効回収数 = 1886人(回収率62.9%)
- ・回答者内訳=男46%、女54% 20歳代13%、30歳代15%、40歳代16%、50歳代22%、60歳代21%、70歳以上13% 大都市(東京23区と政令指定都市)19%、中核都市(人口30万人以上の市)18%、中都市(人口10万人以上の市)20%、小都市(人口10万人未満の市)20%、町村23%
 - 図=市町村の行政は住民の意見を反映しているか
 - 図=地方分権が進むことは望ましいか
 - 図=市町村の間で住民サービスの格差が生じることは
 - 図=地方分権が進んでいると感じているか
 - 図=市町村合併を進めることについて